

作成日 2023 年 2 月 12 日
(最終更新日 2023 年 2 月 12 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-1056

課題名：家族性大腸腺腫症患者における胆汁酸輸送・代謝に関連する遺伝子・タンパク質発現変化の研究

1. 研究の対象

2008 年 1 月～2023 年 1 月に当院で家族性大腸腺腫症の診断で手術を受けられた方

2. 研究期間

2023 年 3 月 (研究実施許可日) ～2028 年 2 月

3. 研究目的

家族性大腸腺腫症症例を対象として、正常大腸組織、大腸腺腫組織、大腸癌組織における大腸癌発癌シグナルに関わる遺伝子・タンパク質の発現を確認し、さらには胆汁酸輸送・代謝に関わる遺伝子・タンパク質の発現を確認することで、胆汁酸が関与する新規大腸癌発癌経路を解明する。

4. 研究方法

東北大学病院で過去に手術を行った FAP 患者のうち、当科で凍結保存している手術検体から RNA・DNA を抽出し、各種発癌シグナル関連遺伝子、胆汁酸輸送・代謝に関わる遺伝子の発現変化を確かめる。また、ホルマリン固定標本を用いて、正常大腸組織・大腸腺腫組織・大腸癌組織の免疫組織化学染色を行い、各種発癌シグナル関連タンパク質、胆汁酸輸送・代謝に関わるタンパク質の発現変化を確かめる。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：手術で摘出した組織

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反 (企業等との利害関係) について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企

業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、科学研究費補助金（研究代表者：小林実、研究課題名「NSAIDsによるABCC3とROSを介した家族性大腸腺腫症の発癌抑制機構の解明」）を使用し、通常診療の範囲内にて実施します。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

小林 実（研究責任者）
東北大学病院 総合外科・卒後研修センター
〒980-8574
仙台市青葉区星陵町1-1
TEL：022-717-7205 FAX：022-717-7209
E-mail: m.kobayashi@surg.med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合